

○地域再生法施行規則（平成十七年四月一日内閣府令第五十三号）

一部改正 平成十八年四月二十六日内閣府令第五十八号

一部改正 平成十九年三月三十一日内閣府令第三十四号

一部改正 平成二十年五月二十一日内閣府令第三十四号

一部改正 平成二十年十一月二十一日内閣府令第七十一号

一部改正 平成二十二年四月一日内閣府令第十四号

一部改正 平成二十三年八月十七日内閣府令第四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項、第二項及び第三項、第七条第一項並びに第十二条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域再生法施行規則を次のように定める。

平成十七年四月一日

内閣総理大臣 小泉 純一郎

地域再生法施行規則

(地域再生計画の認定の申請)

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 地域再生計画（法第五条第一項に規定する地域再生計画をいう。以下同じ。）の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図

二 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

三 法第五条第三項各号（第三号を除く。）の事項を記載している場合には、事業主体（同項第四号の事項を記載している場合にあつては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状態を明らかにすることができる書類

四 法第五条第三項第一号、第二号又は第四号の事項を記載している場合には、各事業（同項第四号の事項を記載している場合にあつては、第五条各号に掲げる事業）の実施による雇用機会の創出その他地域

再生に資する経済的社会的効果の程度の根拠となる資料

五 法第五条第三項第三号の事項を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

六 法第五条第三項第五号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（同号に規定する補助金等交付財産をいう。次条第七号において同じ。）の所在を表示した図面

七 法第五条第六項の規定により地域再生協議会における協議をした場合には、当該協議の概要

八 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第二項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 地域再生計画の名称

二 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三 法第五条第三項第一号の事項を記載する場合には、次条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業の実施による雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度

四 法第五条第三項第二号の事項を記載する場合には、第四条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容

及び当該事業の実施による雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度

五 法第五条第三項第三号の事項を記載する場合には、地域再生基盤強化交付金（法第十九条第二項に規定する地域再生基盤強化交付金をいう。以下同じ。）の種類ごとに当該地域再生基盤強化交付金を充てて整備を行う施設の種類の種類、事業期間並びに施設ごとの整備量及び事業費に関する事項

六 法第五条第三項第四号の事項を記載する場合には、第五条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業の実施による雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度

七 法第五条第三項第五号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

（法第五条第三項第一号の内閣府令で定める事業）

第三条 法第五条第三項第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又は交通施設（移動施設を含む。）等の公益的施設の整備又は運営に関する事業

二 新エネルギー施設又はリサイクル施設等の環境への負荷の低減に資する施設の整備又は運営に関する事業

三 地場産業の支援に資する生産施設、加工施設、流通販売施設、試験研究施設又は技能習得施設等の整備又は運営に関する事業

（法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事業）

第四条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 高年齢者（六十五歳以上の者をいう。以下同じ。）の七十歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じ、かつ、高年齢者を積極的に雇用する事業

二 障害者（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十九条の二第八項第一号及び第二号並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十条第一項第三号及び第七号に掲げる者を

いう。以下同じ。）を積極的に雇用する事業

三 母子家庭の母（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている者に限る。以下同じ。）を積極的に雇用する事業

（法第五条第三項第四号の内閣府令で定める事業）

第五条 法第五条第三項第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であつて、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

二 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であつて、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

三 歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業

- 四 国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第二項に規定する国の行政機関等をいう。）又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む。）を譲り受けて行う事業
- 五 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業
- 六 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

七 その他内閣総理大臣が地域再生に資すると認める事業

（法第五条第三項第四号の内閣府令で定める金融機関）

第六条 法第五条第三項第四号の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号

及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

六 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

七 農林中央金庫

八 株式会社商工組合中央金庫

九 株式会社日本政策投資銀行

（地域再生計画の変更の認定の申請）

第七条 法第七条第一項の規定により地域再生計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、別記様式第二による申請書に第一条各号に掲げる図書のうち当該地域再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第八条 法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 地域再生基盤強化交付金を充てて行う施設の整備の事業期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(地域再生協議会を組織した旨の公表)

第九条 法第十二条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 二 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定地域再生計画（法第八条第一項に

規定する認定地域再生計画をいう。以下同じ。）の概要

2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定金融機関の要件）

第十条 法第二十条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 第五条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進しているものとして次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

イ 認定地域再生計画の区域に係る地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること。

ロ 地域再生を推進するため、地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（当該指定に係る認定地域再生計画に係る地域再生協議会を除く。）に参画した実績を有すること。

ハ その他地域再生の取組を推進していると認められること。

二 人的構成に照らして、地域再生支援貸付事業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験

を有すること。

三 地域再生支援貸付事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

(内閣府令で定める償還方法)

第十一条 法第二十条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約(同条第一項に規定する利子補給契約をいう。以下同じ。)に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間(据置期間を置かないものとする。)とする元金均等半年賦償還とする。

(内閣府令で定める期間)

第十二条 法第二十条第五項の内閣府令で定める期間(以下「単位期間」という。)は、次に掲げるものとする。

一 三月十一日から同年九月十日までの期間

二 九月十一日から翌年三月十日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、当該地域再生支援利子補給金の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間と

することができる。

- 一 八月十一日から同年九月十日までの期間 当該貸付けの行われた日から翌年三月十日までの期間
- 二 二月十一日から同年三月十日までの期間 当該貸付けの行われた日から同年九月十日までの期間

(地域再生支援利子補給金の支給)

第十三条 指定金融機関（法第二十条第一項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）は、同条第五項の規定により地域再生支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第三による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該地域再生支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合に

においては、予算の範囲内で、地域再生支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

(指定金融機関の指定の申請手続等)

第十四条 法第二十条第一項の指定（第三項及び第五項から第七項までにおいて単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第四による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - 三 指定に係る認定地域再生計画の作成又はその実施について協議をした地域再生協議会の構成員であることを証する書類
 - 四 第十条各号に掲げる要件に適合することを証する書類
 - 五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第二十条第一項の指

定申請手続において提出している場合であつて、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要なと認められる資料を追加するために要する期間

5 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が地域再生支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

6 内閣総理大臣は、法第二十条第七項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消処分を受けたものに対して書面で通知するものとする。

7 内閣総理大臣は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(高年齢者の年齢の特例等)

2 第四条第一号中「六十五歳」とあるのは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）附則第四条第一項の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附 則（平成十八年四月二十六日内閣府令第五十八号）

この府令は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成十九年三月三十一日内閣府令第三十四号）

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六条第四号の改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十年五月二十一日内閣府令第三十四号）

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）の施行の日（平成二十年五月二十一日）から施行する。ただし、第五条の次に二条を加える改正規定（第七条第八号及び第九号に係る部分に限る。）は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二十年十一月二十一日内閣府令第七十一号）

（施行期日）

1 この府令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

(経過措置)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人が地域再生法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地域再生法第五条第三項第三号に規定する事業を行う場合については、この府令による改正前の地域再生法施行規則（以下「旧府令」という。）第一条第三号及び第四号、第二条第五号、第五条並びに第二十二條から第二十四條までの規定並びに別記様式第八及び別記様式第九に規定する様式は、平成二十五年十一月三十日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧府令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、この府令による改正後の地域再生法施行規則第七条中「第一条各号」とあるのは「第一条各号並びに地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同府令による改正前の地域再生法施行規則第一条第三号及び第四号」とする。

第一条第三号

<p>法第五条第三項各号（第四号を除く。）</p>	<p>地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（以下「旧法」という。）第五条第三項第三号</p>
<p>事業主体（同項第五号の事項を記載している場合にあつては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）</p>	<p>事業主体</p>

<p>第一条第四号</p>	<p>法第五条第三項第一号、第二号、第三号又は第五号</p>	<p>旧法第五条第三項第三号</p>
<p>第二条第五号</p>	<p>法第五条第三項第三号</p>	<p>旧法第五条第三項第三号</p>
<p>第五条各号</p>	<p>地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するもの</p>	<p>各事業（同項第五号の事項を記載している場合にあつては、第六条各号に掲げる事業）</p> <p>事業</p>

		第二十二條第一号	第二十二條	第五條（見出しを含む）。	
	第五條各号	法第五條第三項第三号	法第十九條第一項	法第五條第三項第三号	
	旧府令第五條各号	旧法第五條第三項第三号	旧法第十九條第一項	旧法第五條第三項第三号	とされる同府令による改正前の地域再生法施行規則（以下「旧府令」という。）第五條各号

<p>第二十二條第二号</p>	
<p>法第五條第三項第三号</p>	<p>公益法人</p> <p>民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人</p>
<p>旧法第五條第三項第三号</p>	<p>特例民法法人</p> <p>特例民法法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二條第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人</p>

第二十四条	第二十三条第二項			第二十三条第一項	第二十二条第八号口	第二十二条第三号
法第二十条	法第十九条第四項	別記様式第八	公益法人	法第十九条第一項	法第十九条第四項	法第五条第三項第三号
旧法第二十条	旧法第十九条第四項	旧府令別記様式第八	特例民法法人	旧法第十九条第一項	旧法第十九条第四項	旧法第五条第三項第三号

	別記様式第九	旧府令別記様式第九
別記様式第八	地域再生法第19条第1項	地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条による改正前の地域再生法第19条第1項
	公益法人	特例民法法人
別記様式第九	地域再生法第21条	地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2

		条による改正前の地域再生法（以下この様式において「旧法」という。）第21条
	同法第19条第1項	旧法第19条第1項